

[事案 2021-21] 転換契約無効請求

・令和3年11月10日 裁定終了

<事案の概要>

転換により死亡保障がなくなることの説明が無かったこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年2月に契約した終身保険（転換前契約）を、平成26年6月に積立保険に転換したが、以下等の理由により、転換を無効にして転換前契約に復旧してほしい。

- (1) 転換に際し、募集人から、死亡保障がなくなるという説明は一切受けず、医療保障の利点だけを説明された。
- (2) 高齢になって死亡保障を外すことは、合理性がない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換に際し、募集人は、申立人に3回面談し、設計書等を使用して十分に説明しており、申立人は契約内容を理解したうえで転換した。
- (2) 転換当時、申立人は70歳を超えていたため、当社の高齢者募集ルールに則り、配偶者に同席いただいて申込手続を行った。
- (3) 転換前契約は、契約者貸付および自動振替貸付が多額にあり、募集人はそれらを清算するための方法として転換を提案しており、転換価格はほぼ契約者貸付および自動振替貸付の清算に充てられている。
- (4) 申立人は、当社の営業職員として約16年勤務しており、生命保険については一般人以上の知識を持っていたと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約に死亡保障があると誤信したことを理由とした転換の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。